

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月15日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「34人」を「36人」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。